

議第 7 号議案

再生可能エネルギーの普及促進に向けた
規制緩和と支援を強く求める意見書案

上記意見書案を別紙のとおり会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

平成 24 年 9 月 19 日

提出者	桐生市議会議員	相	沢	崇	文
賛成者	桐生市議会議員	佐	藤	光	好
	同	幾	井	俊	雄
	同	岡	部	純	朗
	同	森	山	享	大
	同	人	見	武	男
	同	北	川	久	人
	同	園	田	恵	三
	同	周	東	照	二
	同	山	之	内	肇
	同	小	滝	芳	江
	同	周	藤	雅	彦
	同	井	田	泰	彦

桐生市議会議長 荒 木 恵 司 様

再生可能エネルギーの普及促進に向けた 規制緩和と支援を強く求める意見書

我が愛する日本国は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故により、原発依存の電力政策からの一刻も早い脱却が求められている。

それは、まさしく去年の計画停電を始め、全ての日本国民が懸命な努力で節電に取り組んだ真実を踏まえ、人智を超えた「原発」より安全で安心して使用できる新たなエネルギー供給を願う声に応えるためである。

その中であって、太陽光発電や小水力発電を始めとする再生可能エネルギーは、エネルギーの地産地消という観点からも、今後の我が国のエネルギー政策の救世主と言えるものである。

しかし、再生可能エネルギーの普及促進に向けては、電気事業法や農地法など高くて厚い様々な「規制」という壁が立ちはだかっている。今こそ省庁の壁を越え、普及促進に向けた「規制緩和」を進め、支援を一刻も早く講じることが、日本国民全体の要望に応える最良の方法であると考えます。

よって、日本国政府及び関係省庁に対し、下記の事項を一刻も早く実現し、全ての日本国民が安全で安心して健やかな生活を営めるよう強く要望する。

記

- 1 連系可否や連系の規模など、電気事業者との系統連系に係わる検討協議について、申請手数料の減額や事務の迅速化が図られるよう、国が強力に指導・支援すること
- 2 再生可能エネルギーによる発電施設について、災害時などの地域の非常用電源として、特定供給の規定の例外とするなど、地域に電力を供給することを、電気事業法上で認めること
- 3 再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、「固定価格買取制度」に伴う賦課金等の新たな負担が消費者側に生じているが、事業者及び消費者双方の負担を軽減するための税財政上の措置を拡充すること
- 4 50 k W以下の家庭用電力を自由化すること
- 5 発送電分離を進めること

- 6 太陽光発電に関して、優良農地を保全すると共に、耕作放棄地等の有効活用を図るため、メガソーラーの立地に関して、農地法等農地の利用に対する規制を緩和すること
- 7 太陽光発電に関して、送電線や連系変電所、出力変電を調整する設備の新設など、連系可能量を拡大するための施策を講ずること
- 8 小水力発電に関して、「総合特別区域法」及び「東日本大震災復興特別区域法」（以下「総合特区法等」という。）により従属発電に係わる水利権使用許可手続の簡素化及び標準処理期間の短縮がなされているが、総合特区法等に係わらず、広く規制緩和を実現すること
- 9 小水力発電に関して、従属発電に係わる水利権使用許可手続の緩和が進められてきているが、農業用水に関しては、かんがい面積の減少等により従属する水利使用に基づく許可水量が減少傾向にあるため、冬季の水路環境の保全も視野に入れ、通年で水路を維持できるだけの安定的な取水量を認めること
- 10 小水力発電に関して、普及促進の障害のひとつである設置に係わる高額な初期費用の低減を図ると共に、小水力発電に係わる機器供給が地域産業として成立することから、小水力発電の調査・計画・設計・施工を行う人材の育成、及び安価且つ技術的に成熟した機器を生産・販売する事業者の育成に関する支援を行うこと

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 9 月 日

桐生市議会議長 荒 木 恵 司

内 閣 総 理 大 臣
内 閣 官 房 長 官
経 済 産 業 大 臣
国 土 交 通 大 臣
農 林 水 産 大 臣 あ て